

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整理に関する条例の制定について

次のように定める。

令和6年11月27日提出

鹿沼市長 松井正一

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成14年鹿沼市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鹿沼市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 鹿沼市職員の分限に関する条例(昭和37年鹿沼市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年鹿沼市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第24条第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第25条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「次項」を「第3項」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鹿沼市職員恩給条例の一部改正)

第4条 鹿沼市職員恩給条例(昭和37年鹿沼市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第11条第3号及び第31条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第34条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第44条第1項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鹿沼市公設地方卸売市場条例の一部改正)

第5条 鹿沼市公設地方卸売市場条例(昭和51年鹿沼市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項第1号、第12条第4項第2号及び第21条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和43年鹿沼市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者

は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例第25条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。